令和6年6月1日

- 1 「しごと創生拠点施設ホシスメバ」において、町と入居者の双方が納得して本入 居を承諾するために、入居者選考の後「お試し入居期間」(以下、「期間」とい う。)を設けることとし、期間は、1ヶ月以内とする。
- 2 期間中に使用する居室は、本入居後も引き続き使用することを原則とする。
- 3 期間中の住宅の貸付料は、別表に掲げる額とする。
- 4 期間中の貸付料について、入居又は退去の日が月の中途の場合は、日割計算により算定した額とし、入居者はその額を指定された日までに納付しなければならない。
- 5 入居者は、住宅及び共同施設について必要な注意を払い、これを正常な状態に維持しなければならない。施設を破損した場合は実費にて費用を負担するものとする
- 6 入居者は、その借り受けた住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付けてはならない。
- 7 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間の満了を待たず に、住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、入居者は直ちに住 宅を退去しなければならない。
  - (1) 町長の許可を得ないで入居したとき。
  - (2) 住宅を故意に破損したとき。
  - (3) 暴力団関係者であると認められるとき。
  - (4) この内部規則又は町の指示に違反したとき。

- 8 町及び入居者は、期間満了日の10日前までに面談をし、本入居を承諾するものとする。
- 9 この内部規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。
- 10 この内部規則は、令和6年6月1日から施行する。

## 別表

名称	区分	月額
起業創業支援等住宅(個別貸室)	一室	10,000円